

エクアドル共和国 (Republic of Ecuador)

通 信

I 監督機関等

1 電気通信・情報社会省

Ministry of Telecommunications and Information Society

Tel.	+ 593 2220 0200
URL	https://www.telecomunicaciones.gob.ec/
所在地	Av. 6 de Diciembre N25-75 y Av. Colon, Quito, ECUADOR
幹 部	Vianna Maino（大臣／Ministro）

所掌事務

2009 年 8 月にラファエル・コレア大統領（当時）の行政命令により設立された。電気通信・放送・郵便分野の政策決定権を有する。情報社会の構築と電気通信サービスへの平等なアクセスの普及を使命とする。電気通信及び放送に関する政策の設定や調整、短期・中期的な政策の策定と推進、電気通信分野でのプロジェクトの監督や評価等を所掌する。また、郵便規制管理局の廃止に伴い、2020 年 7 月から郵政事業管理・規制を引き継いだ。

2 電気通信規制庁（ARCOTEL）

Agency for Regulation and Control of Telecommunications

Tel.	+ 593 2294 7800
URL	https://www.arcotel.gob.ec/
所在地	Av. Diego de Almagro N31-95 entre Whymper y Alpallana, Quito, ECUADOR
幹 部	Andrés Jácome Cobo（長官／Executive Director）

所掌事務

2015 年 2 月に制定された法律 4399 号、「電気通信基本法」の施行に基づいて設立された。電気通信・情報社会省の下で、以前の規制機関である国家電気通信審議会（CONATEL）及び政策立案を担当する国家電気通信事務局（SENATEL）の役割と、通信監督庁（SUPERTEL）が所掌していた周波数の管理・監督、統計

分析等を担当する。また、ソーシャルメディアや音声・動画ネットワーク・チャンネル・周波数の管理も行う。

Ⅱ 法令

電気通信基本法 (The Organic Telecommunications Law)

「1992 年電気通信特別法」を置き換える法律として 2015 年 2 月に施行され、電気通信・情報社会省の監督下に ARCOTEL が設立された。

加入者数に応じて、通信・放送事業者に加算税が課せられた。例えば、30% の市場シェアがある移動体通信事業者や有料テレビ事業者は、年間売上高の 0.5% を追加で納税しなければならない。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

独占的に電話関連事業を実施してきた電気通信公社 IETEL が「1992 年電気通信特別法」に基づき、規制を担当する CONATEL、監督を担当する SUPERTEL、電話サービスの提供を実施する EMETEL の三つの機関に分割された。その後、EMETEL は株式会社化され、1999 年にアンディナテル(Andinatel)とパシフィックテル(Pacifictel)の 2 社に地域分割された。なお、2015 年 2 月の「電気通信基本法」の施行に伴い、電気通信に関する事項は ARCOTEL が所掌することになった。同法第 37 条により、電気通信事業に対しては、免許、認可、登録の 3 区分が設けられている。

2 競争促進政策

(1) 自由化

2002 年 1 月に固定電話市場が自由化され、それまで国営のアンディナテルとパシフィックテルが分割独占して提供していた固定電話サービスに民間からの新規参入が認められた。

(2) 番号ポータビリティ

2008 年 5 月に移動電話の番号ポータビリティ (Mobile Number Portability : MNP) 制度の導入が決定し、2009 年 10 月からサービスが開始されている。2014 年 11 月の制度改善により、MNP の手続に要する時間が 24 時間に短縮されるとともに手続も簡素化された。

(3) MVNO

ARCOTEL が 2014 年 7 月に MVNO 参入のための規制を整備したが、MVNO 市場には、MNO のモビスター・エクアドル (Movistar Ecuador) のサブブランド Tuenti が参入したのみである。2016 年にヴァージン・モバイル (Virgin Mobile Latin America) の MVNO 参入が許可されたものの、MNO とのネットワーク利

用合意に至らずサービス開始までに時間がかかっていたが、2019 年 9 月、レニン・モレノ大統領（当時）がヴァージン・モバイルの早期参入を後押ししたことで、電気通信・情報社会省は近日中の同社のサービス開始見通しを発表した。しかしながら、以降は 2021 年 10 月現在に至るまで、同社の市場参入についての発表はない。

3 情報通信基盤整備政策

（1）ユニバーサル・サービス

ルーラル地域や都市周辺部で、基本的な電気通信サービスにアクセスできるようにすることを目指し、2003 年 7 月に「ユニバーサル・サービス計画（Plan de Servicio Universal）」が発表された。

2010 年 3 月に電気通信開発基金（Fondo de Desarrollo de Telecomunicaciones: FODETEL）が設立され、全通信事業者は四半期ごとに収入の 1%を同基金に納めることが義務付けられている。同基金はユニバーサル・サービス設備基盤プロジェクトに活用される。電気通信事業法改正により、2021 年からインフラ脆弱地域や社会的弱者層の遠隔教育や遠隔医療等、新技術促進や開発プロジェクトで基金を活用できるようになった。

（2）デジタル・ディバイド解消

2021 年 5 月現在で農村や都市部の人口過疎地域に ICT サービスを利用できるインフォセンターが 886 か所設置され、当該地域に住む人々の ICT 関連知識を高めデジタル・ディバイド解消を目指す取組みが進められている。インフォセンターでは、起業家向けトレーニングを含めた ICT トレーニングを実施している。

4 ICT 政策

（1）情報通信技術国家計画 2016～2021

ICT 分野が 2016～2021 年の間に取り組むべきプログラムとプロジェクトを盛り込んだ国家計画である。同計画は 2 章で構成されており、情報通信技術分野の進歩、国家計画の目的、方針、プログラム、プロジェクトが盛り込まれている。

（2）「デジタル・エクアドル」アクションプラン

アンドレス・ミチェレナ電気通信・情報社会大臣（当時）は 2019 年 5 月にコネクテッド、サイバーセキュリティ、デジタル革新の三つの柱で構成する「デジタル・エクアドル」アクションプランを発表した。プランには次の内容が盛り込まれ、5G 導入に向けた取組みも開始されることになった。

- ・エクアドル・コネクテッド・プログラムにより国民の 98%に電気通信サービス・アクセスを提供
- ・中央政府の行政手続の 80%を 2021 年までにオンライン化
- ・1,000 か所以上の Wi-Fi 拠点の整備
- ・2020～2022 年までに新規周波数を割当て 等

2021年5月までにLTEカバレッジは60.7%に拡大、Wi-Fi拠点900か所整備、行政手続オンライン化及び簡素化等が進められた。

IV 関連技術の動向

基準・認証制度

ARCOTELが電気通信機器の基準認証を担当している。電気通信分野の端末機器、その他の機器について、電気通信網の相互接続を確保し、電気通信事業の調和ある発展を目指し、基準を策定し、機器の認証を行う。2021年4月から機器認証の手数料を無料化するとともに手続をオンライン化した。

V 事業の現状

1 固定電話

国営のアンディナテルとパシフィックテルが2008年10月に再統合し、国家電気通信会社（Corporacion Nacional de Telecomunicaciones：CNT）として、サービスを提供している。CNTが2021年8月末現在、83%のシェアを占める。

2002年1月に市場が自由化され、民間事業者5社が参入している。2021年8月末現在、エタパ（Etapá）、コネセル（Conecel、ブランド名：Claro）、Setel（TVCableの一部）、CeturyLink、Linkotelがサービスを提供している。

2 移動体通信

メキシコ資本アメリカ・モビル（America Movil）傘下のコネセル（ブランド名：Claro）と、テレフォニカ傘下のモビスター・エクアドル（ブランド名：OTECCEL）、国営CNTの3社の競争体制である。モビスター・エクアドルは2015年5月末に、「Tuenti」というサブブランド名でサービスを開始している。ARCOTELが公表する2021年8月末現在の加入者数による市場シェアは、コネセル51.78%、モビスター・エクアドル30.93%、CNT17.29%の順である。また、携帯電話のアクティブ・ユーザのうち約8割がプリペイド契約である。

LTEは2014年から導入されている。2021年8月末現在の携帯電話加入者数は約1,634万であり、このうちLTE加入者数は約924万で約57%を占める。他社に先駆けてLTEを開始したCNTは、LTE加入者の割合が9割以上という特徴がある。移動通信網の人口カバレッジは、2G/3Gが96%、4Gが60%である。2019年から5G導入に向けた動きが見られ、コネセルは同年9月にグアヤキル市で5Gの技術テストを開始している。CNTは2021年2月に5Gインフラ・ベンダとしてノキア（Nokia）を選定し、国内初の5G導入ケースとして、4月にグアヤキル市とマンタ市内の計3か所に5G実証ゾーンを設置した。

主な移動体通信事業者

（2021年8月末現在）

事業者	事業開始年	システム	加入者数
コネセル	1994 年	GSM、W-CDMA、 LTE	846 万
モビスター・エクアドル	1994 年	GSM、W-CDMA、 LTE	505 万
CNT	2003 年	GSM、W-CDMA、 LTE	283 万

出所：ARCOTEL 統計

3 インターネット

2020 年 12 月現在の ISP 登録事業者数は 683 社で、このうち 558 社が固定ブロードバンド市場で実際に事業展開をしている。登録 ISP の大部分が小規模事業者であり、大手 4 社が加入者基準市場シェアの約 8 割を占める。ARCOTEL 統計によると、2021 年 6 月現在の加入者基準市場シェアは、CNT(31.3%)、Megadatos(22.5%)、SETEL(11.2%)、コネセル(12.0%)の順であり、固定ブロードバンド普及率は約 12.9%である。業界推計による固定ブロードバンドの技術標準別加入割合は、2020 年末現在、DSL が 24.0%、ケーブルが 21.7%、光ファイバ(LAN)が 48.1%であり、この数年で光ファイバへの加入移行が進んでいる。

VI 運営体

1 国家電気通信会社 (CNT)

Corporacion Nacional de Telecomunicaciones

Tel.	+593 2 256 1900
URL	https://www.cnt.gob.ec/
所在地	Avenida Veintimilla y Juan L. Mera, Edificio Studio Z, Quito, ECUADOR

概要

国営の固定通信事業者のアンディナテルとパシフィックテルが 2008 年 10 月に統合され、CNT として電気通信・情報社会省の管轄下にある。固定通話、インターネット、移動体通信サービスを提供する総合通信事業者である。固定通信市場では、通話で約 8 割、ブロードバンドで 3 割強の市場シェアを有する支配的事業者であるが、移動体通信市場では後発のため市場シェア第 3 位である。国内他社に先駆けて LTE 商用サービスを開始している。

2 コネセル

Conecel

Tel.	+593 4 500 4040
URL	https://www.claro.com.ec/
所在地	Av. Francisco de Orellana y Alberto Borges - Edificio Centrum, Guayaquil, ECUADOR

概要

1994年にアナログ方式で市場に参入してから、2000年にメキシコ資本のアメリカ・モバイル傘下となった国内最大手の移動体通信事業者である。国内最大雇用企業の一つでもある。

3 モビスター・エクアドル

Movistar Ecuador

Tel.	+593 2 222 7700
URL	https://www.movistar.com.ec/
所在地	Avenida Republica y La Pradera, Quito, ECUADOR

概要

スペイン資本テレフォニカ傘下の移動体通信事業者で、1994年にコネセルに数か月遅れて市場に参入した。2005年9月にGSMの全国展開を達成するのに先立ち、2003年1月にCDMA規格で3Gサービスを開始したが、2009年以降、W-CDMA規格に変更し、2011年末にCDMA規格でのサービスを終了した。2015年5月にLTEサービス提供を開始している。

放 送

I 監督機関等

1 電気通信・情報社会省

(通信／I－1の項参照)

2 電気通信規制庁 (ARCOTEL)

(通信／I－2の項参照)

2015年2月に施行された電気通信基本法に基づき、放送事業者を監督する。

II 法令

1 ラジオ放送とテレビ法 (Ley de radiodifusión y televisión)

ラジオやテレビのチャンネルや周波数の付与、プログラムの質や放送局の従業員に関する規定等が定められている。

2 コミュニケーション法 (Communication Law)

2013 年 6 月、国民議会により可決された。放送に配分された周波数の集中所有を禁止するとともに、この周波数を民間事業者に 33%、公共事業者に 33%、コミュニティ事業者に 34%の比率で割り当てることを規定している。現状では民間事業者は全体の 80%の放送向け周波数を割り当てられている。

3 電気通信基本法 (The Organic Telecommunications Law)

2015 年 2 月に施行され、電気通信・情報社会省の監督下に ARCOTEL を設立した。加入者数に応じて、通信・放送事業者に加算税を課している。

III 政策動向

1 免許制度

外資規制

「ラジオ放送とテレビ法」第 3 条で、放送事業者の外資比率は 25%を超えてはならないと規定されている。

2 コンテンツ規制

「ラジオ放送とテレビ法」第 44 条により、ラジオやテレビのプログラムの内容はエクアドル・ラジオ・テレビ協会 (Asociación Ecuatoriana de Radio y Televisión : AER) やエクアドル・テレビチャンネル協会 (Asociación de Canales de Televisión del Ecuador : ACTVE) の倫理規定を順守しなければならないと規定されている。また同法第 48 条では、公式言語はカスティーリャ語 (スペイン語) とケチュア語とされている。

3 地上デジタル放送

エクアドルは、2010 年 3 月にブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラに続いて南米で 6 番目に地上デジタル放送方式として日本方式 (ISDB-T 方式) の採用を決定した。

2012 年、国営放送のエクアドル TV が首都キトで地上デジタルの試験放送を、民間放送事業者 TC. Canal Uno が専用端末による地上デジタル契約放送の提供を開始した。更に、2013 年 5 月、民間放送事業者 Te Mi Canal が国内初の地上デジタル放送での無料商業放送を開始している。電気通信・情報社会省が 2018 年 9 月に発表した地デジ移行マスタープランでは、アナログ停波を次の 4 段階に分けて 2023 年までに実施する計画である。

- ①2020 年 5 月：首都キト及び周辺地域
- ②2020 年 7 月：グアヤキル市及び周辺都市
- ③2022 年 6 月：人口 20 万～100 万人の都市

④2023 年 12 月：人口 20 万人未満の都市

また、低所得者層に対し、セットトップボックス 4 万台を無償提供する計画も検討されている。2013 年 10 月には、受信機の高性能を国民に知らせ、購入を促すためのキャンペーンを政府が開始している。

IV 事業の現状

1 ラジオ

2021 年 8 月現在、免許を取得しているラジオ局は AM 局が 112 件、FM 局が 1,162 件である。主なラジオ局には、PÚBLICA FM、Radio Centro、HCJB、CRE サテリタル（CRE Satelital）、ラジオ・スクレ（Radio Sucre）等がある。2020 年 5 月にモレノ大統領（当時）が表現の自由を保障する公共政策の一環として FM ラジオ周波数割当方針を発表したことを受け、ARCOTEL は 7 月から 2020 年末までの FM ラジオ周波数割当プロセスを進めている。民間・コミュニティラジオで合計 621 件の申請が受け付けられた。

2 テレビ

地上テレビには公共放送エクアドル TV（ECTV）に加え、チャンネル 1（Canal 1）、TC テレビジョン（TC Television）等がある。

3 衛星放送

ディレク TV ラテンアメリカ（DirecTV Latin America）が 1996 年からサービスを開始している。ディレク TV ラテンアメリカが市場を独占していたが、2012 年第 4 四半期に CNT が独自のプラットフォームで市場に参入し、2018 年 6 月現在、DTH（衛星直接受信）7 社が市場に参入している。2021 年 6 月末現在、国内有料放送市場で最も加入者を抱える事業者はディレク TV ラテンアメリカで、加入者数は約 32 万である。ARCOTEL が公表する衛星とケーブルを合わせた有料放送の加入者数は申告ベースと推定ベースで乖離があるが、推定ベースでの有料放送普及率は 2021 年 6 月現在で 17.9%である。

4 ケーブルテレビ

2019 年 6 月末現在、250 社が市場参入している。加入者が 1 万人以上の規模の事業者は Setel 等数社にとどまる。

V 運営体

Medios Públicos EP（旧国営テレビラジオ通信公社）

Tel.	RPE : +593 2 397 0800
URL	https://www.ecuadortv.ec/
所在地	Edif. Medios Públicos, San Salvador E6-49, y Eloy Alfaro,

	Quito, EQUADOR
--	----------------

概要

国営テレビラジオ通信公社（RTVECUADOR E.P.）が公共メディア運営機関 Medios Públicos EP として改組された。エクアドル TV、PÚBLICA FM 等を運営している。

電 波

I 監督機関等

1 電気通信・情報社会省

（通信／I－1の項参照）

2 電気通信規制庁（ARCOTEL）

（通信／I－2の項参照）

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

「電気通信基本法」第1章第1節第4条に電波の管理・規制は政府が所掌すると定められている。

2 無線免許制度

「電気通信基本法」（以下、「法」と呼ぶ）で、周波数の利用について定められている。法第16条により、周波数の割当ては国が策定する国家周波数割当計画に基づいて行うこととされている。また、法第18条により、周波数は公共財であり、その使用には免許が必要とされている。法第37条により、免許には①免許：電気通信事業者や放送サービス等の利用、②認可：公的機関の利用、③サービスの登録：私的利用やアマチュア通信等の3種類がある。

法第5章第2節には、周波数利用について更に細かに規定されている。以下にその概要を示す。

①周波数の割当て・利用

法第50～52条に周波数利用の許可について規定され、申請者が割り当てられる周波数の数を超える場合、技術又は市場の理由から周波数の利用が期待されるサービス数よりも限られている、新しいサービス・プロバイダに付与する周波数

の経済的評価が高い、新しい大規模サービスの提供が目的とされている場合は、オークションにより免許を付与することができるとされている。

また、免許の期間は関連するサービスの有効期間とし、サービスに関連しない場合は 5 年間であり、必要であれば再割当が可能である。

電気通信・情報社会省は 700MHz 帯／2.5GHz 帯をオークションで割当新規参入に道を開く方針を 2021 年 1 月に明らかにしている。5G 用途 3.5GHz 帯オークションについても過去に言及があったが、計画は遅れており、2021 年 10 月現在、具体的スケジュールは未発表である。2020 年には FM ラジオ周波数割当が実施され、ARCOTEL は同年末以降に新たにテレビ放送周波数割当を進める方針を示している。

②電波利用料

法第 39 条により、周波数利用には手数料及び利用料の支払いを必要とする。更に、法第 54 条において、利用料の金額は周波数の評価、免許付与者の推定収益又は投資額、カバレッジ、契約上の規定、ユニバーサル義務への準拠等を考慮して ARCOTEL が決定するとされている。

3 電波監視体制

ARCOTEL が無線局をはじめとした電波の監視を行っている。

4 電波の安全に関する基準

電波の安全に関する基準は、ARCOTEL が 2005 年に「決議 01/2005」にて規定している。基準は、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）の制限値に基づき策定された ITU-T 勧告 K52 に基づいている。

Ⅲ 周波数分配状況

法第 95 条により、ARCOTEL が「周波数国家計画」(Plan National de Frecuencias) を策定・更新し公表している。

・周波数分配表(2017 年版): https://issuu.com/arcotelecuador/docs/pnf-final_1_